島田市立島田第五小学校　いじめ防止基本方針

基本方針

○いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であるという視点を持ち、いじめ防止に向けて全教職員一丸となって指導します。
○「いじめはどの子にも、どこにでも起こりうるものである」という認識を持ち、すべての子どもを健全に育てるために、指導をします。
○日頃から、互いを認め合えるよりよい人間関係、学校風土を創りあげ、いじめの未然防止に努めます。

【保護者・地域との連携】

○学校説明会などの場で（プリント配布を含む）、学校の「いじめ防止基本方針」を保護者に伝えます。（ホームページに掲載します。）
○いつでも、小さなことでも、誰にでも、相談しやすい方法で、教職員に相談する環境を整えます。
○スクールカウンセラーへの相談日を設定します。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

○職員会議、教務会、学年主任者会など定期的に会議を開き、子どもの様子を共通理解し、指導にあたります。
○「子どもを語る会」や生徒指導研修会「いじめに関する校内研修」を実施します。
○いじめ防止基本方針について、定期的に見直しを図ります。

【関係機関等との連携】

○スクールカウンセラーと連携をとり、いじめの芽を早期に捉えます。
○必要に応じスクールソーシャルワーカーや市子育て応援課や中央児童相談所と連携し、早期対応に努めます。
○「民生委員と語る会」などでいじめにつながる情報を共有します。

いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、該当学年主任、養護教諭を基本に、校長が指名する職員や担当者などで、いじめ問題を解決する方法を探ります。必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ＰＴＡ本部役員、民生委員、主任児童委員などを招集します。

全教職員

【未然防止】

○分かる授業、つけたい力がつく授業を実践することで、子どもの自己肯定感を高めます。
○SEL（人間関係づくりプログラム含む）を活用し、温かな人間関係を育むためのスキルを身につけます。
○集団で喜びを共有する体験を通し、自己肯定感や集団意識を高めます。
○学年集会、人間関係づくりプログラム効果測定、ほかほか集会等で話し合い活動を進め、望ましい集団について考え、実践につなげます。

【早期発見】

○年間５回「この頃アンケート」をとり、すべての記述について、事実調査をし、必要な指導をします。
○職員打ち合わせ、職員会議、学年主任者会、教務会などの場で、気になる子どもや集団の表れを話題にあげ、早期発見に努めます。
○学級担任、養護教諭、支援員、級外教職員が子どもの情報を共有し、気になる表れを話題にすることで、早期発見につなげます。
○教育相談日、カウンセリングなどから、いじめの芽を発見します。

【早期対応】

○直ちにいじめ対策委員会を開き、方針を立て、組織的対応をします。
○いじめを受けている子どもを守ることを最優先に、いじめられている子どもから聞き取り、その子にとって最も安心できる教職員が対応します。
○事実がはっきりと確認できた時点で家庭訪問等をして、事実の説明と今後の対応などを伝えます。
○場合によっては、スクールカウンセラーなどの外部機関と連携して、その解決に取り組みます。

【継続支援・重大事態への対応】

○一定の解決が図られた後も、その後の経過を見守り、継続的な支援を続けます。いじめを受けた子（保護者）の相談に、いつでも応じられる態勢を整えます。
○重大事態が発生した場合には、市教委を通して市長に報告するとともに、第三者を含む調査組織を設置し、公平中立な調査を進め、解決に向けて取り組みます。